

平成16年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

（1）区分番号及び区分事業名

区分番号：（2）介護保険制度の適正な実施及びサービスの質の向上に寄与する
調査研究事業

区分事業名：痴呆性高齢者ケアマネジメント推進モデル事業

社会福祉法人 浴風会

認知症介護研究・研修東京センター

事業目的

昨年度、認知症介護研究・研修東京センターをはじめ、仙台、大府の3センターにおいて、新たなケアマネジメント手法として「センター方式03版 痴呆性高齢者用ケアマネジメントシート」の開発を行った。今年度は普及に向けて、研究開発途上の課題に改良を加え、「痴呆性高齢者ケアマネジメントセンター方式」とした。

この「センター方式」は、高齢者の尊厳を支えるために、認知症の初期からターミナル期まで継続的なケアを実践していくことを目指し、関係者が新しい認知症ケアの共通の考え方を基盤として、ケアマネジメントを継続的に展開していく方法である。利用者や家族も含めて、ケア関係者個々が持つ情報や気づき、ケアの具体策を利用者中心に集約し継承しながら、より良質なケアを提供し、併せてそれを生み出すケアチームの成長を促すものとなっており、これまで指摘されてきた課題が克服されている。

「センター方式」の開発に当たっては、これまでも在宅及び施設における検証を繰り返してきたが、実効性をさらに高めるためには、より多くの介護現場での試行、検証を経て完成度を高める必要がある。

認知症高齢者の尊厳を支え、その人らしい暮らしを継続するという認知症高齢者ケアを標準化するためには、認知症高齢者の状態を適切に把握し、その状態に応じた適切なサービスが提供されることが必要である。そのためにも「センター方式」の完成度を高め、認知症ケースに対する標準的なケアマネジメント手法として確立させるとともに、認知症高齢者に対応した新たなケアモデルを具体化するものとして、全国の介護現場に普及させることを目的として本事業を実施した。

事業概要

- （1）本研究調査における中央検討委員会の設置
- （2）モデル地域の設定とセンター方式の試行、調査
- （3）モデル地域での試行結果報告に基づく実効性の検証
- （4）「痴呆性高齢者ケアマネジメントセンター方式」の普及策の検討

（1）本研究調査における中央検討委員会の開催

認知症ケアの専門家、介護保険各種事業の組織代表、家族会代表、弁護士等からなる中央検討委員会（井形昭弘委員長）を設置、委員会を3回開催。本研究事業の企画、進行の確認、センター方式検証結果ならびに今後の普及のあり方に関する検討を行った。

(2) モデル地域の設定、センター方式の試行、調査

全国16か所のモデル地域を設定し、以下の要領により「センター方式」の検証を行った。

- ① モデル地域で、実際に「センター方式」を試行するために、学識経験者、行政関係者等による地区検討委員会を設置し、研究協力事業者（施設及び居宅サービス数種類）を選定
- ② 地区検討委員会事務局説明会の開催及び研究協力事業者への研修の実施
- ③ 「センター方式」の試行、調査実施ならびにケース担当者、ケース家族を対象にセンター方式試行の前・中・後にアンケート調査を実施。
- ④ 試行結果（アンケート調査、提出された前後のケアマネジメント関連記録等）によるセンター方式の「実効性の検証、要改善点の整理
- ⑤ 試行結果のまとめ、中央検討委員会への報告
- ⑥ 各モデル地域での地域報告会の開催
- ⑦ 中央報告会でのモデル地域結果の報告

(3) モデル地域での試行結果報告に基づく実効性の検証

① 普遍性の検証

センター方式は、導入早期（1ヶ月～4ヶ月）段階から認知症の各ステージ、各サービス種別で、約8割のケースに有効な変化をもたらすことが確認された。

② センター方式の専門性の検証

激しい精神症状の重複、身体拘束の危険の高いケース、独居単身ケース、在宅継続困難ケースなど、認知症特有の課題を有するケースにおいて、本人、家族、ケース担当者において総合的なプラスの変化が大きいことが確認された。

③ センター方式による他職種連携の促進機能の検証

センター方式の共通の考え方、共通シートの活用を通して、介護支援専門員を要に介護職、医療職、関連専門職、地域住民などの協働参画によるケアマネジメントの実践が可能になることが確認された。介護支援専門員の業務の効率化、介護職と医療職との協働が推進されることによる適正な医療の活用、生活をいかしたケアの実践等、利用者主体の総合的なケアの実践を推進することに寄与しうることが明らかになった。

④ 新しい認知症ケアに関する学習機能の検証

ケース担当者、家族の利用者本意の視点・試行過程、認知症の総合的理解などが、センター方式試行前後で向上することが確認された。

⑤ 家族の支援、エンパワメントの機能の検証

家族自身による発信力、自己振り返り、ケアの可能性の確認、本人支援等の力を高めることが明らかになった。

(4) 「痴呆性高齢者ケアマネジメントセンター方式」の普及策の検討

有効ケースの検討ならびに有効性が確認されなかったケース（約1割）の検討結果から以下の普及策の必要性が示された。

- ① 自治体単位で認知症の早期からセンター方式を各事業者が継続的に協働活用していく方策の整備
- ② 導入時研修の体系的な実施
- ③ センター方式活用に向けた地域でのバックアップシステムの整備
- ④ 日常業務との連動性を高める補助ツール記録連動システム、ソフトなど）の開発

- ⑤個人情報保護のガイドの補強
- ⑥センター方式シートの内容の合理化

事業結果

センター方式の普遍性・専門性が確認されたことにより、介護支援専門員をはじめ福祉・医療等のケア関係者ならびに介護家族等にセンター方式の普及・活用をはかることで、利用者個々のケアサービスの質の確保・向上に直接的な効果をもたらすことが可能である。センター方式による認知症ケアの向上・標準化にむけた学習機能が確認され、今後の認知症ケアの質の向上や標準化にむけた人材育成、特に介護支援専門員の研修や認知症実践者研修、かかりつけ医研修、介護関係者の生涯研修、介護者家族研修、地域住民研修等に、センター方式の考え方や方法を取り入れていくことが可能であり効果的である。

事業実施機関

社会福祉法人 浴風会 高齢者痴呆介護研究・研修東京センター
〒168-0071 東京都杉並区高井戸西 1-12-1 電話：03(3334)2173